

一般社団法人大分県スポーツ学会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人大分県スポーツ学会と称し、英文では Oita Society of Sports Science とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人の主たる事務所は、「大分県大分市明野北一丁目1番11号 大場整形外科内」、に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、スポーツに関する知識と技術の研鑽を積み、会員相互の情報交換を通じて、大分県における健全なる青少年の育成とスポーツの人材育成を図ると共に、県民の体力向上、健康増進、スポーツ文化の醸成に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 人材育成事業
- (3) スポーツ救護ナース及びスポーツ救護員の養成に関する事業
- (4) 会誌等の刊行
- (5) 当法人発展のためのネットワーク事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人の機関は、社員総会、理事及び理事会並びに監事とする。

第章 会員及び社員

(会員及び社員の資格)

第6条 当法人は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下『法人法』という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体・機関

(入 会)

第7条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、年会費を支払わなければならない。ただし、正会員は年会費及び入会金を納入しなければならないが、これをもって法人法第27条に規定する経費とみなす。

- 2 年会費及び入会金の額は、社員総会の決議により定めるものとする。

(会員名簿及び社員名簿)

第9条 当法人は、正社員、賛助会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成して当法人の主たる事務所に備えておくものとし、当該名簿のうち正会員に関する記載をもって、法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の正会員、賛助会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が通知等をすべき場所として届け出た住所に宛てて行うものとする。

(退 会)

第10条 当法人の会員は、次に掲げる事由により退社する。

- (1) 当法人所定の退会届書により退会届の申し出があったとき
- (2) 正当な理由なく3年間会費を滞納したとき
- (3) 本会の名誉を著しく傷つけたとき

- 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。ただし、正会員の除名については法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第11条 社員総会は、法人法に規定する事項及び定款に定めた事項に限り、決議することができる。

(招 集)

第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より 2 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 13 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 14 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長が議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第 49 条第 2 項に定める決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(議決権)

第 16 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員は、他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その場合は社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 19 条 社員総会の議事録については、法令に従い議事録を作成し、議長が署名又は記名押印の上、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする

第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第 20 条 当法人の理事は、25 名程度とする。

(監事の員数)

第 21 条 当法人の監事は、2 名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第 22 条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第 23 条 当法人には、理事会の決議により、代表理事 1 名を選定し、代表理事は理事長とする。また、副理事長 5 名以内及び常任理事を複数名置くことができる。

2 理事長は、当法人を代表し、かつ、会務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常任理事は、法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

5 理事会はその決議により、副理事長及び常任理事の中から代表権を有する理事を選定することができる。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は選任後 2 年以内、監事の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第 5 章 理事会

(招 集)

第 25 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第 26 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わる。

(理事会の決議)

第 28 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 29 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案に異議を述べた場合を除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事のうち代表権を有する理事及び監事が署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 委員会及び顧問

(委員会)

第 31 条 当法人は、事業運営の円滑化、効率化を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選定する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問)

第 32 条 当法人は、理事会の決議により顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問に関し必要な事項については、理事会の承認を得て理事長が定める。

(顧問の職務)

第 33 条 顧問は、専門的知見に基づき理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 35 条 理事長は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備え置き)

第 36 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監事報告書を含む。)を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。(剰余金の不配当)

(剰余金の不配当)

第 37 条 当法人は、剰余金の配当をしない。

第 8 章 基 金

(基金の拠出)

第 38 条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の募集)

第 39 条 基金の募集及び割当て、払込み等の手続きに関しては、理事会の決議及び理事会が制定する「基金取扱規程」による。

(基金拋出者の権利)

第 40 条 当法人は、拋出された基金については、基金拋出者との合意により定めた期日が到来するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第 41 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条第 2 項に定める額の範囲内で、「基金取扱規程」に従い行うものとする。

(代替基金の積立)

第 42 条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てなければならない。

第 9 章 解散及び精算

(解散の事由)

第 43 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併により当法人が消滅する場合
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人の残余財産は、社員総会の決議により当法人の類似の事業を目的とする公益社団法人、特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体等が運営する公益目的の基金等に寄付するものとする。

第 10 章 附 則

- 1 この定款は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する
- 2 この定款は、平成 26 年 6 月 7 日から施行する
- 3 この定款は、令和元年 6 月 8 日から施行する
- 4 この定款は、令和 3 年 6 月 27 日から施行する

当法人の定款に相違ない

代表理事 大場 俊二